燕市水道事業経営懇話会設置要綱

平成25年5月15日 水道事業管理規程第1号

(設置)

第1条 燕市水道事業の経営について、識見を有する者、水道使用者等から広く意見を聴取することを目的に、燕市水道事業経営懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、燕市水道事業の管理者の権限を行う市 長(以下「管理者」という。)に意見書を提出するものとする。
 - (1) 燕市水道事業の経営に関すること。
 - (2) 燕市水道事業の計画に関すること。
 - (3) その他、燕市水道事業の健全な運営に関すること。

(組織)

- 第3条 懇話会は次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する 10 名以内の委員をもって組織する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 水道使用者
 - (3) 公募により選任された者
 - (4) その他管理者が必要と認める者
- 2 前項第3号の委員の人数は、2人以内とする。

(任期)

- 第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 管理者は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第6条 懇話会の会議は会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、議長が必要と求めるときは、出席委員の過半数の 賛同をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、水道局事業課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、告示の日から施行する。